

6. 最近の改革動向

6-1. 高等教育へのアクセスの拡大

本報告書の冒頭において述べたとおり、英国の高等教育はマス段階からユニバーサル段階へと移行しつつあると言えるが、近年、英国政府は、高等教育を受ける青年層（18～30歳）の割合を2010年までに50%とする政策目標（現在は43%）を設定した。しかし、この目標を達成するためには、低所得階層を中心に伝統的な大学入学資格要件としてのAレベル試験に合格していない人々の大学入学を促進することが必要である。

このため、高等教育機関に対して財政カウンシルの特別交付金を活用して伝統的の大学入学資格要件を満たしていない人々の就学を奨励・促進するとともに、在学生の家計分布をパフォーマンス・インディケータの一つとして取り入れるなどの試みがなされている。また、学位制度についても3年（コースによっては4年）を基本とする学士号に加えて、比較的短期の学習継続によって学士号取得を可能とする修業年限2年のファウンデーション・ディグリーの創設や職場における就業体験の評価による学習内容の見直しなども行われており、高等教育の構造自体が変容しつつある。

6-2. e-ユニバーシティ構想

高等教育へのアクセスの拡大とともに、英国ブランドの高等教育を世界に供給するという観点から、e-ユニバーシティを運営することが計画されている。これはe-ユニバーシティ自身が学位を授与するわけではなく、この構想に参加する各高等教育機関が学生の履修科目・取得単位に基づいて学位を授与するものである。e-ユニバーシティを運営するため、これに参加する高等教育セクター（大学やファンディング機関）が構成員となる有限責任保証会社としての法人格をもつ組織が設立され、2002年度から試行的なプログラムが開始される予定である。

6-3. 高等教育財政をめぐる動き

英国の大学財政をめぐる改革動向については、既に、第3章以下において適宜触れてきたが、単純化すれば、「財源の多様化」と「競争的資金の拡充」といった方向で改革が進められているとすることができる。具体的には、学生からの授業料徴収という形での教育経費の一部負担、財政カウンシルの評価に基づく交付金配分やマッチングファンドの導入、PFIによる民間活力の導入、などが推進されている。〈なお、2000年7月に公表された政府の財政支出見直し（Chancellor's Spending Review statement）の結果、2001年度高等教育関係予算の増額が認められ、機関平均で対前年比4%増となった〉ところであるが、基本的には上記の改革の方向に変化はないものと考えられる。

6-3-1. 上乘せ授業料の取り扱い

上乘せ授業料については、研究重点大学を中心に、公的財源の拡充が困難であれば市場原理に基づく授業料設定ができるようにすべきであるとの主張がなされており、多様な大学が加盟する英国大学長協会 (Universities UK : 旧CVCP) の内部でも議論が分かれているようである。特に2001年2月には、英国大学長協会の作業委員会が、“New directions for higher education funding” と題する報告書を公表し、高等教育財政のあり方についてのいくつかの選択肢とそれぞれのメリット・デメリットを取りまとめており、今後、同協会内外での議論の行方が注目される。

労働党政権としては、“social justice”の名のもとに、先に述べた中下層階級の人々に対する高等教育へのアクセスの拡大を推進するという政策と上乘せ授業料の導入は相容れない面を有するため、党内においても議論が分かれている模様である。かつては2001年6月の総選挙でブレア政権が支持された場合には、上乘せ授業料を容認するのではないかとの憶測も飛び交ったが、最近の新聞情報では、授業料を在学生から徴収する方法自体を見直す動きもあり、当面、上乘せ授業料が解禁される見通しはないように思われる。

6-3-2. 奨学金制度の見直し

授業料徴収および貸与奨学金制度の採用をめぐることは、学費負担の増大が高等教育への進学意欲、特に低進学地域の生徒の進学や経済的に困難な家庭の学生の修学を阻害しているとする報告や意見がある。学費負担については、全国学生組合 (National Union of Students) によれば、2001年度卒業生の平均借入金額は12,000ポンドと推計される。

こうした中で、特に問題となっているのは、授業料の事前徴収および生活費補助 (maintenance grants) の貸与制への完全移行である。スコットランドでは2000年に授業料の事前徴収を止め、代わって卒業生貢献 (Graduate Endowment) として、卒業後専攻分野にかかわらず、一律2,000ポンド (2001年入学者) を負担する制度を導入した。学生ローンと同様、一定所得水準に達した時から支払い義務が生じ、所得に応じた分割払いが認められている。集められた貢献金は、進学困難な学生の奨学金などに充てられる。また、北アイルランドやウェールズでは低所得層を対象とする給与奨学金の復活が進められている。これらが多くの学生を抱えるイングランドの制度にどのような影響を及ぼすのか、多様化している政府の奨学金 (金) プログラム (2001年度で20種を越える) の簡素化の議論とも関連して、今後の動きが注目される。

6-3-3. 研究評価に基づく交付金配分

研究評価とこれに基づく交付金配分の在り方をめぐっては、研究評価の際に成果の応用可能性等の視点をもっと加えるべきではないか、世界的な競争に勝ち残るためにもっと限定的に交付金を配分すべきではないか等の議論がある。2000年9月に公表された財政カウンシル (HEFCE) の協議文書 (00/37) によれば、研究評価の実施方法については基本的に現行通り

とする方向（ただし、産業界等からの評価委員の確保に努める必要性は指摘）が示されるとともに、配分方法についても、現行通り3b以上の評価を得た研究ユニットには研究関係交付金を配分する方針（ただし、研究関係交付金総額を増額しないと世界的な競争に勝ち抜くには十分な資金の配分が困難との見通し）が示されていた。

しかし、2002年3月にHEFCEが発表した2002年度以降の研究関係交付金の配分方針においては、3bの評価を得た研究ユニットには交付金を配分しないとともに、5*から3aの4段階間の配分比率も格差が拡大され、より競争的資金としての性格が強化された。

6-3-4. 自己責任を重視した大学運営

財政カOUNシルの各大学に対する経営指導について、最近では、各大学の自己責任を基本として、大学管理者（機関）の自己点検や自助努力を促す方向で資料が作成・配布される傾向がある。もちろん、Thames Valley Universityの運営問題が明確になった際に、財政カOUNシル等による様々な指導、関与があったように、基本的には、個々の大学の経営問題は、各大学の管理機関の責任であるとの立場に立ちつつ、政府も公財政支出を行っている利害関係者として、必要な対応を行うという姿勢が見受けられる。

既に述べたように特別交付金のプログラムや配分方法に大学の主体性を重視したものが復活しつつあるのも、自己責任を基本とする姿勢を反映したものと見ることができる。

なお、財政カOUNシルの特別交付金のプログラムとして、近年、大学間の共同事業や連携事業の促進を意図したものが散見される。IT関連や教育開発プログラムなどについては、中核となる大学を中心にコンソーシアムを形成した上で、事業（施設整備、教材開発等）を展開し、その成果を広く共有することを前提として交付金の申請を受け付けている。これについては、事業の性格から大学間共同が必要とされる面があるが、経費の効率性という面も考慮されているものと考えられる。

*1 HEFCE, *Higher education in the United Kingdom* [01/56] (Sep. 2001)。以下本章において同書を参考。

*2 D. J. Farrington, *The Law of Higher Education*, 2nd ed., Butterworths (1998) p22.

*3 同大臣の下に置かれた教育科学省 (Department of Education and Science: DES) は、1964年にそれまでの文部省 (Ministry of Education) に大学への補助金行政及び学術行政に関する所掌が加わり、再編設置された。DESは、1992年、学術行政が内閣府に新設された科学技術庁 (Office of Science and Technology) に移管され (現在はさらに通産省に移管)、科学技術行政が切り離されて教育省 (Department for Education: DFE) となるまで高等教育を所管。DFEは、1995年、旧雇用省から雇用訓練部門等を吸収して教育雇用省 (DFEE) となった。さらに、2001年6月の総選挙後、DFEEは、教育技能省 (Department for Education and Skills: DFES) に再編され、現在、DFESが高等教育を所管している。

*4 本節及び第2, 3節の記述は、主に全国の高等教育機関管理機関 (カOUNシル) 議長会議 (Committee of University Chairman) がファンディング機関と共同して、大学管理機関のメンバーのために作成・公表しているガイド [*Guide for Members of Governing Bodies of Universities and Colleges in*

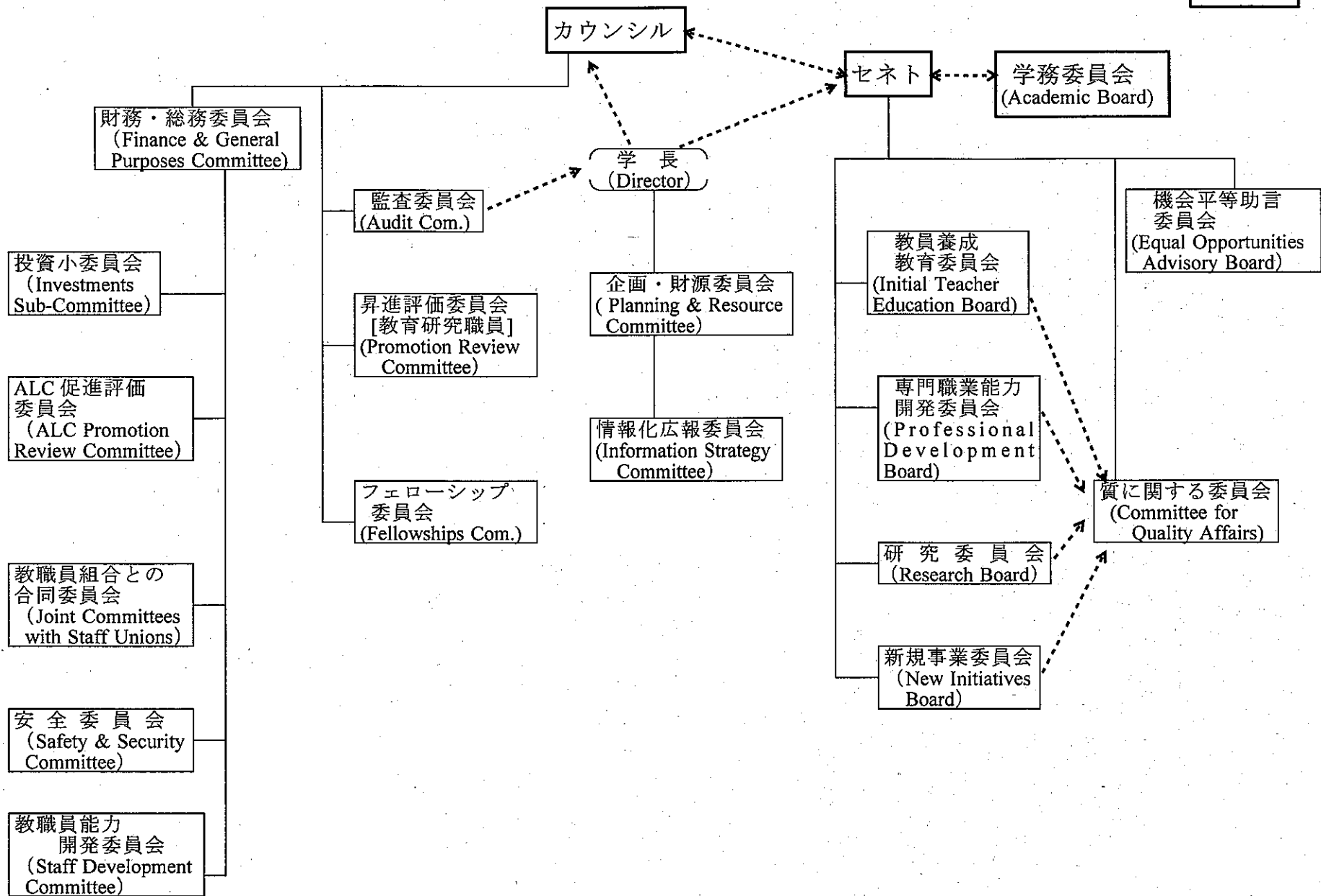
第2部 イギリス

- England, Wales and Northern Ireland* (Reference 98/12)及び(Guide April 01/20)]に基づいた。
- *5 創立は1973年、1983年に勅許状 (Royal Charter) を受ける。学生数703人 [*The World of Learning 2001*, (2000年)]
 - *6 『デアリング報告』[*Higher Education in the learning Society*, 1997], Chap.15, Recommendation 57.
 - *7 *ibid.*, Chap.15, Recommendation 54.
 - *8 ロンドン大学Institute of Educationは、1902年にロンドン地方当局により師範学校として設立、1932年ロンドン大学の下に置かれ、1987年にRoyal Charterを得たロンドン大学の構成体の一つである。教育学研究・教員養成に特化した専門大学で、学生数4,340人(1999年)のうち、学部レベルの学生は40人にとどまり、大学院大学として機能している。学生の6割(2,700人)がパートタイムである。教員数は320人(うちフルタイムが210人)。政府補助金に占める研究交付金の割合は38%(1999年)である。
 - *9 University Grants Committee。1919年設置、1988年教育改革法により廃止され、Universities Funding Councilに再編。
 - *10 Universities Funding Council。1988～1992年。1992年に財政カウンスル (Higher Education Funding Council) に再編。
 - *11 Polytechnics and Colleges Funding Council。1988～1992年。1992年に財政カウンスル (Higher Education Funding Council) に統合。
 - *12 以上の歴史的経緯については、Brian Salter & Ted Tapper, *The State and Higher Education*, the Woburn Press (1994)を参照。
 - *13 1988年教育改革法第134条第8項：「各財政カウンスルは、第2部(高等教育及び継続教育)に規定するその任務の遂行に当たって、大臣の与える指示に従わなければならない。」
 - *14 HEFCE, *1998-2001 corporate plan* (Report 98/23) 参照。
 - *15 3-2-2-4. 補助金の交付条件としてのファイナンシャル・メモランダム参照。
 - *16 Universities UK (英国大学長協会)。全国の高等教育機関の長の集まりで、2000年12月にCVCP (全国大学長協会) が名称変更したもの。
 - *17 Higher Education Quality Council (1992～1997年)。大学財政委員会 (UFC) が1990年に設けた高等教育の質に関する監査部門 (academic audit unit) を引き継ぎ、1997年にQAAに統合。
 - *18 2001年10月、チェルトナム＝グロスター高等教育カレッジ (Cheltenham and Gloucester CHE) は、QAA (高等教育審査機関) の審査を経て、枢密院から「university」のタイトルを用いることが認められ、University of Gloucestershireとなった。
 - *19 コミッショナーによる各大学の学則改定に係る作業は、1995年7月までに全て完了した。
 - *20 注8参照。
 - *21 HEFCE, *Audit Code of Practice* (Report 98/28)
 - *22 HEFCE文書：CP2/95
 - *23 HEFCE文書：21/96
 - *24 HEFCE 文書：CP2/96
 - *25 HEFCE文書：C40/94, C13/95, C4/96参照。
 - *26 HEFCE文書：CP3/97, 97/23参照。
 - *27 HEFCE文書：C2/97参照。
 - *28 *op. cit.*, Chap.11: Supporting scholarship and research [第11章 学術の助成]
 - *29 HEFCE, *Funding higher education in England*, 01/14 (March 2001)

- *30 *A Guide to BBSRC Research Grants, Studentships and Fellowships* (Nov. 1999) 参照。
- *31 CASEは、科学・技術系専攻のPhD学生を対象とし、奨学生は研究協議会と企業の双方から奨学金を得る。プログラムの詳細は、各研究協議会や個別の企画により異なる。
- *32 HEFCE, *Developing a joint university/NHS planning culture* 99/62 (Nov. 1999) 参照。
- *33 *op. cit.*, Chap. 5: Aims and purposes [第5章：高等教育の目的], Chap. 18: Who should pay for higher education? [第18章：高等教育の負担者]
- *34 現行2000年教育（学生支援）規則は、貸与額の目減りを防ぐ観点から、ローン利子率は国の算定するインフレ率（小売物価指数 Retail Prices Index）に従うことと定めている。
- *35 DfEE, *Financial Support for Students in 2000-2001* 参照。
- *36 磯谷桂介「英国における産学連携の展開」『学術月報』Vol.53, No.1参照。
- *37 "The Taxation Treatment of Universities Research and Consultancy Income" N/95/67(21 March 1995)参照。
- *38 HEFCE, *Practical guide to PFI for higher education institutions*, 98/69(1998) 参照。
- *39 HM Treasury Press Release, *Getting Britain giving in the 21st Century*, 8/99 (9 November 1999) 参照。

ロンドン大学 Institute of Education の管理運営体制
 < 1. 全容 >

資料 1



カウンスル

カウンスルは本学の管理機関 (governing body) であって、本学に関する包括的な監督権を有する。カウンスルはチャーターの規定に基づき、諸規則を定める。学務に影響する規則を定める場合には、予めセネトの意見を求めなければならない。(チャーターの改正等についてはカウンスルが修正案を作成して枢密院の承認を得る。)

カウンスルは諸規定に基づき、適切な給与および勤務条件等により教員を任命する。

カウンスルの構成は、①職指定のメンバー：総長、学長、副学長、②指名によるメンバー (任期は3年、最大6年)：セネトが指名する者4名、規則で定めた方法により教員組織がカウンスルメンバーとして指名する本学の教職員以外の者2名、規則で定めた方法により地方教育当局がカウンスルメンバーとして指名する本学の教職員以外の者2名、規則で定めた任意の団体が所定の方法により指名する本学の教職員以外の者1名、③選挙によるメンバー：10名 (任期は3年、最大6年)、うち8名は本学の教員であり、かつ少なくとも2名はセネトのメンバーであり、又2名は教員以外の常勤職員であり、それぞれ教職員の中から教職員によって選出された者、および規則で定めた方法により学生団体によってそのメンバーから選出された2名 (任期は原則2年)、④互選によるメンバー (任期は3年、最大6年)：本学の学生、教職員いずれでもない者であって、カウンスルが互選する者10名以上12名以内。カウンスルはオブザーバーとして教育雇用省の職員を会合に招致できる。

カウンスルは年に3回以上開催しなければならない。その手続きは諸規則で定める。

カウンスルは、教職員および学生以外のメンバーの中から議長を指名する。議長の任期は1期3年で、1回に限って再任が認められる。カウンスルは、教職員および学生以外のメンバーの中から副議長を指名する。副議長の任期は1期3年で、1回に限って再任が認められる。議長および副議長は、職指定により、原則としてカウンスルの下に置かれる全ての委員会のメンバーとなる。

セネト

セネトは本学の正規の学問的権威 (academic authority) であって、チャーター他の諸規定によってカウンスルに与えられた権限を除いて、研究を含む学務に関する事項に責任を有する。セネトは学務に関する諸規則を定めるとともに、カウンスルが決定する諸規則について提案することができる。

セネトの構成は、①職指定のメンバー：学長 (議長)、副学長、図書館長、②選挙によるメンバー (任期3年、但し学生は2年)：教員により選出される教授、リーダー、上級講師等教授レベルの者12名、講師により選出される講師10名、学務委員会 (academic board) の学生メンバーの中から同メンバーにより選出される学生4名、③互選によるメンバー (任期は3年)：諸規則に基づき、学務委員会と協議の後に、セネトが互選する本学の常勤で教育に従事する者3名以内。

学務委員会 (academic board)

学務委員会は、本学の発展、学外の個人又は団体との関係に影響を及ぼすと考える事項についてセネトに助言することができる。

学務委員会の構成は、①教員、②図書館職員、③研究職員、④事務職員の中から事務職員が選出する者8名、⑤①～④以外の職員がその中から選出する者4名、⑥学生団体が選出する本学の学生12名、⑦諸規則で定める職にある者、⑧学務委員会が互選する者。

学務委員会の議長は教員メンバーから学務委員会が選出し、その任期は3年であり、継続して再任されない。

学務委員会は、学期毎に1回以上定例の会議を開催する。議長は、その判断、学長の要請、5分の1以上のメンバーの書面による要請に基づき、臨時の会合を開催する。

学長 (Director)

学長は本学の学務および事務の首席 (principal academic and administrative officer) であって、職務上、セネトの議長を務める。学長は、カウンスルとセネトの共同委員会の報告を考慮した上で、カウンスルによって任命される。学長はカウンスルに対して本学の効率性、秩序、発展について責任を有する。学長は、職指定により、カウンスル、セネトその他の全ての委員会 (但し、学長候補推薦のためのカウンスル

とセネトの共同委員会を除く)のメンバーとなる。

事務局長 (Secretary)

カウンシルは、その定めるところにより、適切な給与、勤務条件等で本学の事務局長を任命する。

監事 (Auditor)

カウンシルは、監事を(1名)任命する。監事は英国の公認会計士協会の会員であり、かつ当分の間、法律の規定に基づき主務大臣の承認 (recognaize) を得なければならない。監事(およびそのパートナー)は、カウンシルのメンバー又は本学の職員を兼ねることはできない。

監事の任期はカウンシルが定め、再任を妨げない。監事はカウンシルが定める報酬を受ける。監事は少なくとも年1回、カウンシルに対して報告書を作成する。

財務総務委員会

カウンシルが任命する者で構成。大学の財務に関する全般的な監督を行う。

企画、資源配分または全学の財政繁栄に関する事柄についてはカウンシルに勧告する前に企画財源委員会に協議する。

監査委員会

カウンシルが任命する5名以内のカウンシル学外メンバー(学内の管理運営に責任を有する者を除く。)で構成。少なくとも1名は、財務、会計、監査に経験を有する者とする。HEFCEの承認を得た場合を除いて、財務・総務委員会のメンバーを兼ねることはできない。定足数は2名とする。

監査委員会の議事録はカウンシルに回付される。

投資小委員会

カウンシルが任命する者で構成し、財務・総務委員会の下に設置される。定足数は2名とする。

緊急を要する場合には、財務部長が小委員会の名の下に所要の措置を講ずる権限を与えられる。財務部長はそのような措置を講じた場合には、小委員会の次回会合で報告しなければならない。

企画・財源委員会 (PRC)

学長、事務局長、部門長(4名)、セネトのメンバーである学系長(3名)で構成。

PRCは財務部長および企画部長を出席させて2週間に一度開催される。学内での財源配分、学系の構成、中期計画の作成等について学長に助言する。

情報化・広報委員会

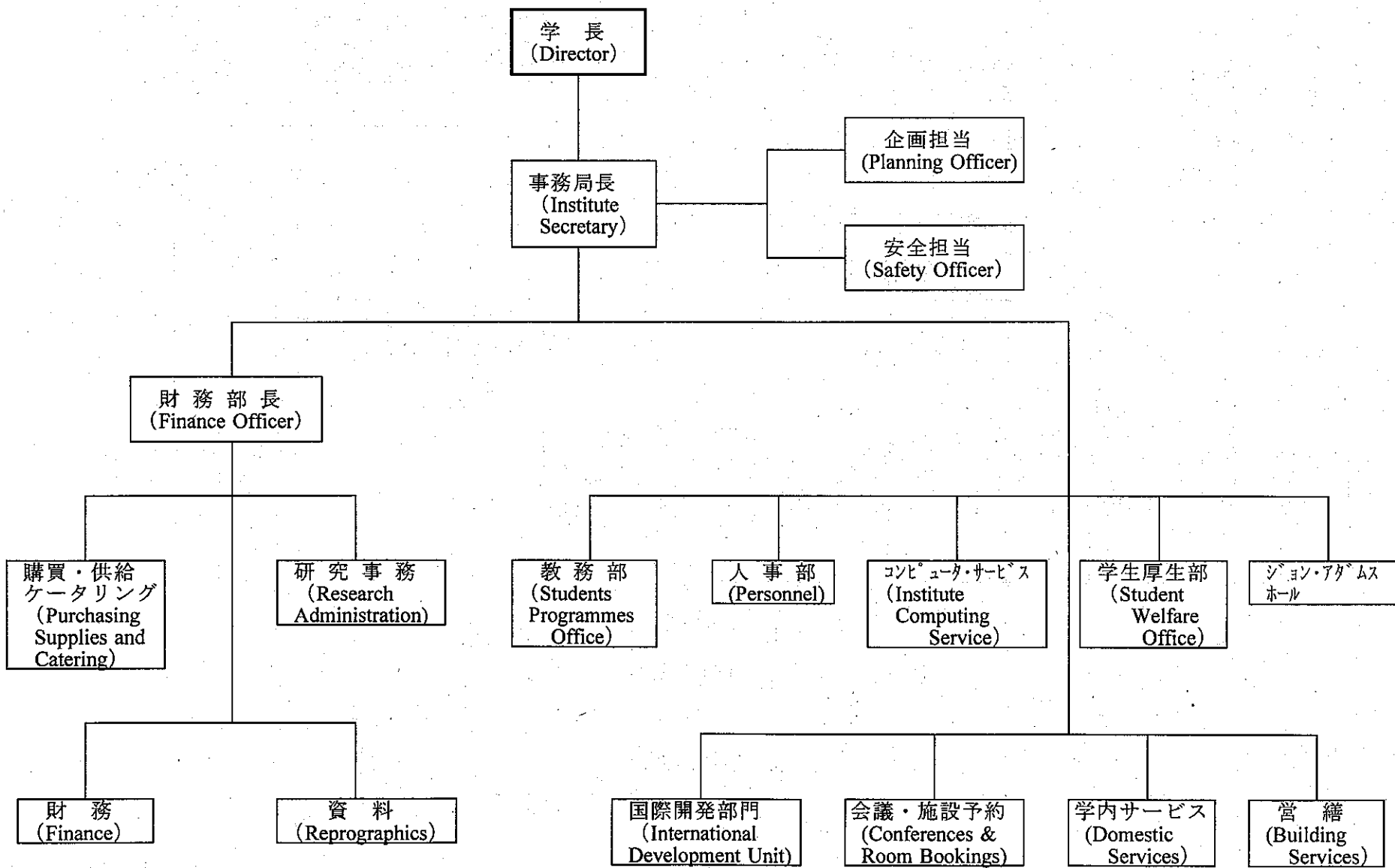
企画・財源委員会に対して情報化対応や広報の方針等について助言するとともに、カウンシルの了承を得た方針に基づいて図書館、コンピュータ・サービスに係る毎年度の予算を配分する。セネトに年次報告書を提出する。

出納責任者 (Budget Holders)

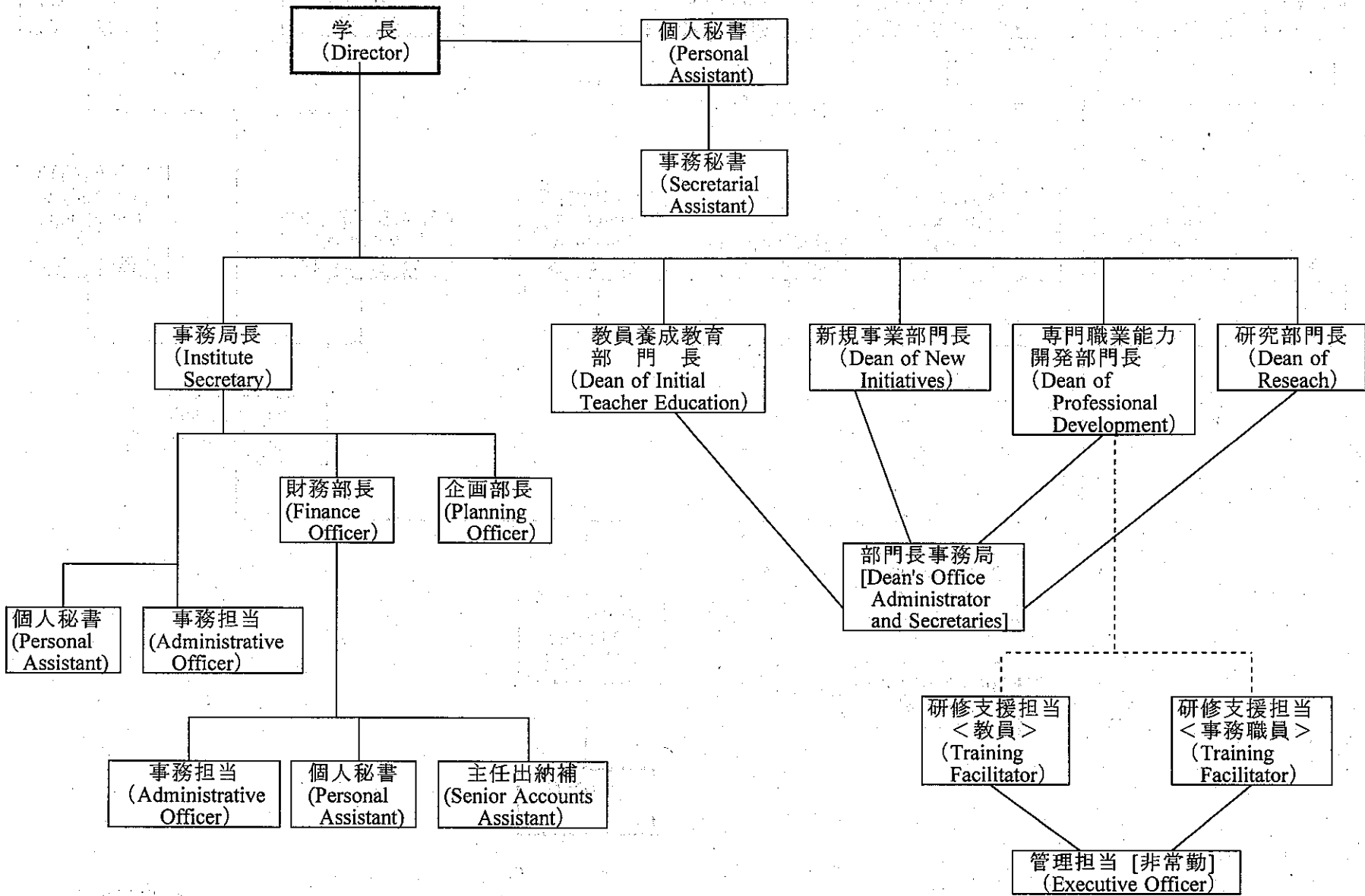
学系長、ユニット・センター長、研究プロジェクトの長、各事務・サービス部局の長

出納責任者は財務部から年次予算および一般支出報告を受け取る。

ロンドン大学 Institute of Education : 管理運営体制
 < 2. 支援部局 >



ロンドン大学 Institute of Education : 管理運営体制
 < 3. 学長・部局長事務局 >



英国大学における学長 (Vice-Chancellor) の選考手続き

資料2

学長選考の権限は、カウンシルが有しているが、その手続きの詳細は、通常、学則 (statutes) などの諸規則では必ずしも明記されていない。大学によってもその手続きは多様なものがあり得るが、一般的には類似した部分も多いと考えられる。

<学長選考の具体的手続き>

(1) カウンシルは学長選考のために“Search Committee” (選考委員会) などと称せられる小委員会を設置する。(ランカスター大学の場合はカウンシルとセネトの合同委員会。) この委員会の目的は、学長に相応しい人物を見出し、カウンシルに推薦することである。本委員会の構成は、学長が学務および管理運営のトップであることを踏まえて、学内の全ての有権者の信任を得られるように配慮される。委員会は通常6~10名程度で、総長 (Chancellor) が議長となり、副学長 (Deputy Vice-Chancellor) が職務上のメンバーとなる。(副学長が学長候補となることを希望する場合には、他のシニアな教員がメンバーとなるが、伝統的に学長は当該大学以外の者から選ぶという風潮があり、あまり問題にはならない模様。) 残るメンバーはカウンシルが指名するが、一般的に、カウンシルの一般 (“lay”) メンバー、セネトがカウンシルに推薦する者がそれぞれ2~3名、学生および事務職員等の代表各1名が加わる。(いくつかの大学では学外者を1, 2加えることもある。) 事務局長が委員会の庶務を担当する。なお、現職学長は本件選考には一切関与しない。

(2) 選考委員会は学会誌や新聞等に広告を掲載して候補者を募集する。(大学によってはヘッドハンティング会社を使うところもある。) また、他大学の学長や総長はじめ有識者に書簡を送る。学内では公告が行われる。候補者の自薦、他薦は全て非公開とされる。大学の概要や採用条件等の情報が関係者に配布される。選考委員会自身も候補者を追加する。こうして、およそ百名程度の候補者があげられる。

(3) 選考委員会はこれら候補者の中から有望な人材を絞り込む。このため、庶務担当の事務局長や副学長は候補者の情報をさまざまなソースから収集する。約20名程度の候補者に絞り込みが行われる。(産業界の人材を学長として迎えることの利点等がよく話題になるが、実際には、候補者はほとんど学界の人材である。実際、オックスブリッジのカレッジの長を除いて、産業界の人材が学長となった例は数例しかない。これは、学長の給与等が低レベルにあることに起因するものと考えられてきた。)

(4) この段階で候補者として残った者に接触が図られ、本人の意志確認が行われる。学長候補となる意志があれば正式の応募書類を提出するよう求められる。これらの候補者はレフリー（学長候補としての適性・妥当性について非公開でコメントしてくれる者）を指名する。同時に、選考委員会は独自に個々の候補者についてよく知る者に非公開のコメントを求める。選考委員会に知られていない候補者については非公式に委員会との面談を求められることがある。委員会はあらゆる情報を駆使して面接を行う候補者として3~6名程度のショートリストを作成する。

(5) 次の段階は各大学によって多様な手続きがとられる可能性が高い。伝統的には、ショートリストに残った候補者の名前、正式の面接が行われるプロセスは非公開とされていた。しかし、「開かれた管理運営」(“open governance”)への要求の高まりを受けて、近年、いくつかの大学においては正式に面接を受ける候補者の氏名を公表するようになっている。また、正式の面接に先だって、候補者に大学を訪問させるところもあり、その際、いくつかの大学においては各候補者と学内有権者集団（教官、事務職員、学生等）との会合を設定するところも出てきており、これらのプロセスを通じて選考委員会および候補者それぞれが更に情報を得るところともなっているように思われる。

(6) 正式の面接は各候補者について選考委員会が行う。委員会は面接、その他の情報を踏まえて、カウンシルに推薦すべき候補者を確定する。通常、委員会は多数決ではなく、コンセンサスで候補者の確定を行うことを期待されている。

(7) 選考委員会からの推薦はカウンシルの特別会合において行われる。カウンシルは推薦を受諾し、学長として任命することを期待されている。(ランカスター大学の場合、statutesに「カウンシルはカウンシルとセネトの合同委員会の推薦に基づいて学長を任命しなければならない」旨明記されている。)もし、選考委員会がカウンシルに学長候補者を推薦できなければ、その旨カウンシルに報告し、選考委員は総辞職し、新たな選考委員会を設置して、上記と同様の手続きを改めて実施し直すこととなる。(学長の勤務条件等は、概略、選考委員会から候補者に伝えられているが、学長の任命に際し、その詳細は学長候補が総長と交渉して定められる。

(8) このように選考委員会の設置から候補者の任命までには相当の時間を要する。通常、6か月を下回らず、1年近くかかる場合もある。このため、各大学においては、学長は退職、辞任する場合、1年以上前に申し出ることとしている。(なお、学長の任期は、通常、5~7年となっている。)

[以上は、ランカスター大学元副学長Keith Morgan氏が作成したメモによるものである。]

資料3

ロンドン大学Institute of Educationの中期計画

1. 中期計画の構成

今回取り上げるロンドン大学Institute of Education (以下IoE) の1997/8～2000/01年度の中期計画は、①序、②大学の使命、③計画目標、④教育研究計画、⑤国際交流の方針、⑥質の確保、⑦教育研究支援サービス、⑧人事の方針、⑨財務計画、⑩教育研究環境の整備方針、という構成で、分量的にはA4版約30ページとなっている。

2. 中期計画の概要

(1) 「序」

「序」は全般的に、最近(前回の中期計画策定後)における、①教育研究面、②財務面、③組織・機構面のそれぞれの活動の進捗状況が記載されている。

①教育研究面では、研究評価で5*の結果を得たこと、研究プロジェクトが増加しており、現在154件中82件が新規であること、学生数が95年度から96年度にかけて3%増加したこと、新しいEdDの学位コースへの登録学生数が80名であること、研究学生に対する支援サービスを行う“Centre for Doctoral Studies”を新たに整備したこと、教職員の研修プログラムを充実強化したこと等が紹介されている。

②財務面については、HEFCEが新しい補助金配分基準を採用したことによりIoEへの補助金配分額が減少する結果となったこと、研究評価で高い評価を受けたにもかかわらず「教育」分野の補助単価が最低域にあるため配分額の増額は望めないこと、学卒者を対象とする教員資格取得コース(PGCE)へのTTA(Teacher Training Agency. 教員養成課程への政府補助金配分機関)の補助金配分基準が変更になったので1999/2000年度にはIoEへの補助金が増額される見込みであること、外部資金の導入や節約に努めているが収支状況は厳しい状況にあること、95/96年度末の負債は238千ポンドであるが主な要因は早期退職者の増によるものであり96年度以降の経費節約につながるものであること等が記載されている。

③組織機構面については、95/96年度に教育プログラム軸と研究グループ軸の2つの軸で構成される機構改革を行ったこと、この機構改革により学際領域への積極的な取り組みなど柔軟で効率的な活動の展開が可能となり研究評価の好結果につながったこと、機構改革に伴って新しい教員当校費の配分基準を採用したこと、教育研究面における組織機構改革に伴って事務・支援機構の見直し作業を進めていること等が記載されている。

(2)大学の使命 (Mission Statement)

IoEの使命は、次のような活動を通じて、教育及び関連領域のエクセレンスを探 求することである、と抽象的な記述がなされている。

- IoEの強固な研究基盤の上に、国内及び国際的に重要な研究。
- 高い質を有し、学部修了者及び社会人のための革新的な教育プログラム。
- 教育研究の蓄積を踏まえた政策面及び実践面での新しいアイデアの促進。
- 教育システム全体の質を維持するためのコンサルタント等のサービス。

(3)期間中の計画目標

上記(2)の使命を達成するため、中期計画目標として、教育研究面及び財務・管理運営上の目標をそれぞれ以下のとおり設定。

ア. 教育研究面の目標 (Academic Objectives)

- a) 教育及び関連領域内における活動範囲の拡大
- b) 研究業績の向上、研究費の支給を受ける教員の増
- c) 学部卒業者や職業人のためのコース・プログラムへのアクセスの拡大
- d) 学生の可能性を引き出し、教育基盤の上に職業経験を築き上げることができるような学習経験の高揚
- e) 教育界に対するコンサルティングや支援サービスの開発
- f) 国際的な研究や活動の展開
- g) 教育の質の維持・向上のための仕組みの強化
- h) 教職員に対する研修の充実・強化
- i) 他機関との連携・協力関係の拡大
- j) 教育研究支援環境（図書館、コンピュータ等情報サービスなど）の整備

イ. 財務・管理運営上の目標 (Financial and Administrative Objectives)

- a) 収入を高め、支出を節減すること
- b) 必要経費の適切な把握手法の開発により資金の効率的な活用を図りつつ、新たな取り組みに資金を投入する能力を高めること
- c) 事務システムの効率性を改善するとともに、教員の管理運営業務遂行時間を減少させること
- d) 教育研究環境（施設設備）の質を最高の国際水準に高めること

(4)教育研究面の計画 (Academic Plans)

ア. 研究

研究面での目標として、研究業績の開発、個人の研究・出版の増加（若手スタッフへの支援を含む）、教職員間の協力促進、研究費の支給を受ける教員の比率の増、をあげた上で、具体的な研究分野・領域等について以下のような方針を記載している。

- ①a) 評価の研究、b) 児童発達・教育心理学・特殊教育、c) 文化・言語・平等、d) 教育政策・管理運営等、特に卓越した研究能力を有する9分野に加えて、a) テクノロジーの役割と学習（遠隔教育を含む）、b) 多様性、阻害と統合、c) 未来の学校における教授と学習、の3つが今後さらに開拓すべき分野と位置付ける。なお、新規開拓分野については計画期間中に見直し、再評価するとともに、他の開拓すべき分野の探求も併せて行う。
- ② 教育分野に特化した大学として、今後とも研究方針及び計画を通じて、研究の質及び第1線の研究者が教員に占める高い比率をそれぞれ維持する。このため、期間雇用による研究スタッフやリサーチ・レクチャーシップは有効であり、費続きこれらの活用を図る。
- ③ 研究費の支給を受けているHEFCE補助対象教員の比率は、90/91年度の27.2%から95/96年度には43.2%に増加しており、計画期間を通じてこのレベルを維持する。新たな研究計画の申請数も増加しており、さらなる増加を図る。また、学際的な研究プロジェクトも増加を図ることとしている。
- ④ ヨーロッパをはじめとする国際的な研究協力も計画期間中に拡大することを目指す。94/95年度に策定されたEuropean Policyについて計画期間中に見直しを行う。

イ. 教育

教育全般について、IoEの教育分野の大学院大学としての位置付けを明確にし、TTAの現職教員のためのprofessional awardsのプログラム開発の動向を把握しつつ、IoEがこれに関与する可能性を検討する旨を記載。また、引き続き、新たなコースの設定や既存のコースの見直しにおいて、質の高い研究活動と教育の連携を図るとしている。

その上で、教員養成課程（Initial Teacher Education）、専門職業能力開発（Professional Development）、研究学生（Research Students）の3つの柱立てで以下のような方針を記載。

① 教員養成課程（ITE）

初等学校教員養成コース（PGCE）については、Ofsted（教育水準局。国の視学機関で教員養成課程の監査も実施）の高い評価を得たことを踏まえ、計画期間中、引き続き、協力校（partner schools）との緊密な連携を図りつつ、卓越した質を維持するとともに、学生数の増加を図る。

中等学校教員養成コース（PGCE）については、期間中に導入が予定されている改訂全国共通カリキュラム等に対応するため、引き続き協力校との連携を図り、質の維持向上に努める。良好な経済状況等を踏まえると当該コースへの学生の安定的な確保は困難であり、特に教員不足科目の分野においてその傾向は顕著である。

したがって、中等学校教員養成コースの学生数の増加は見込まれず、既に一部の定員を初等学校教員養成コースに移しつつあることから、教員養成コース全体としては学生数は概ね現状維持で推移し、大学全体学生の25～30%を占めるものと予測される。

本学は、1996/97～1999/2000年度の期間における各段階別・教科別の教員養成コースの学生定員をTTAに96年9月に申請し、既に査定がなされているが、申請と査定の状況は別表(略)のとおりである。この中で中等学校の情報技術コースは認められたが、Key Stage 2/3(第3～9学年)における科学コースについては認められなかった。今後、期間中に、Key Stage 2/3における数学コースについて申請を行いたいと考えている。また、義務教育後の教員養成コースについては、当面、現状の年間50名の入学定員で推移するものと考えているが、機会があれば、小規模の14～19コースの開設をTTAに提案したい。いずれにしても教員養成コースの継続的な開発が、学生にとっても、また、本学のロンドン地域の学校、地方教育当局への主要資源供給源としての役割を強化する上でも必要である。

② 専門職業能力開発 (Professional Development)

本学は、専門職業能力開発のための多様なレベルのコースを開設しているが、組織機構の改革により、これらのコースの管理運営をProfessional Development Programme Areaとして担当部長の下に統括したことによって、コース間の緊密な連携・調整が可能となり、重複を避けたり、不採算コースを廃止するなど効率的な運営が行われるようになった。具体的には、組織機構改革以来これまでに、経費面で約30%の節約効果があった。引き続き、見直しを進め、より体系的で整合性のある質の高いコースの設定に努める。

パートタイム学生等のためのより柔軟な学位プログラムの開発を進めることとし、コンピュータ会議や遠隔学習など教育サービスの提供媒体の更なる開発を行う。コースの一部を学校現場で履修するパイロット事業が97/98年度から開始されることとなっており、計画期間中にこれが類似のプログラムのモデルとなることが期待される。

計画期間中にTTAが教員のための専門職位 (professional awards) を開発する予定であり、本学としても、全国校長資格 (NPQH) 導入の動きに積極的に関与していくことになる。

本学では、近年、留学生が本学と本国でそれぞれコースを履修できるsplit-site degree programmeを開発したが、留学生の増加を図るための方策の一つとして、類似のコースを更に開発する計画である。また、ロンドン大学の学外プログラム (External Programme) における教育分野での本学の役割を確立する。

本学においては、90/91年度から94/95年度の間に専門職業能力開発のためのコース在学者が相当数増加したが、その後、95/96年度には増加の程度が小幅となり、96/97年度には若干減少している。この間、学生（特にパートタイム学生）募集の在り方の見直しを行ったが、授業料徴収の影響や低額の補助単価など周辺環境は厳しいものがある。

ただ、現時点では、HEFCEやTTAの新たな補助金配分基準の具体的内容が不明であり、学生数を引き続き微増させるという過去に設定した目標を改訂することには慎重にならざるを得ない。いずれにしても引き続き学生募集の在り方を見直すこととし、上記のような施策が功を奏して学生増が見込まれるようであれば、目標値を改訂することとしたい。

③ 研究学生 (PGT : Post-Graduate Taught / PGR : Post-Graduate Research)

95/96年度の組織機構改革により、研究訓練と本学の研究活動との緊密な連携が可能となったが、計画期間を通じてこの連携が更に強化されるものと期待される。

96年から現職教員を対象に導入されたコース履修と研究訓練を組み合わせた新たな教育学博士号 (EdD) のコースには多くの応募があり、計画期間中、さらに増加することが見込まれる。

研究学生の本数は91/92年度以来24%増加しており、特にフルタイムの英国籍・EU学生の増加が著しく、計画期間中、EU学生を中心に更なる増加が見込まれる。留学生も年々増加しており、計画期間中、引き続き増加が見込まれる。

パートタイムの研究学生について英国・EU学生が91/92年度から95/96年度にかけて35%増加している。当初は、このような大幅な伸びが後年度において鈍化すると予想されていたが、新たな教育学博士号の導入や研究評価における高い評点の獲得などにより、引き続き学生数が相当増加している。このため、計画期間中、今後ともパートタイムの研究学生は増加するものと予測されるので、別表 (略) のとおり学生数の予測を改訂した。

ウ. 学生数及びその募集・確保

教員養成課程、専門職業能力開発、研究学生の3種類の学生数について、フルタイム及びパートタイムの別に96/97年度から2000/2001年度までの5年間の予測 (ただし、96/97年度は計画値と実績) を、英国籍・EU学生、留学生別に表にして記載 (略)。

エ. 現職研修 (Continuing Education)

教員等教育関係者に対する継続的な教育訓練への取り組みについて、以下のような記載。

- ① 教員等教育関係者に対する継続的な教育訓練の実施は、本学の学務上の戦略にとって重要であり、計画期間中、研究面及び教育面の強みを継続的な教育サービスに拡大して資本化できるよう努める。
- ② 現職教員に対する研修サービスについては、95/96年度に見直しを行い、その結果を踏まえて改善策を講じてきたところであるが、今後は、TTAの新たな施策を注意深く見守り、必要に応じて更なる方策を検討する。
- ③ 現職教員の研修ニーズについてのマーケット・リサーチを更に実施し、本学のこの領域におけるサービスに反映させる。その際、地方教育当局や個々の学校との連携を更に強化するものとする。
- ④ 本学の教育分野での教育研究の卓越性は、海外の教育専門家に対する研修ニーズにも適切に応えることができ、引き続き関係機関と連携して、そのような研修コースの開発に努める。
- ⑤ 短期研修コースに係る費用については、間接的経費を含めて全額を受講料に反映させるように努める。

(5) 国際事業戦略 (略)

(6) 質の確保 (略)

(7) 教育研究支援サービス

① コンピュータ化の推進、② 図書館及び情報サービス、③ 本部事務機能、④ 学生支援サービス、の4つの柱立てで、計画期間中の方針を記載。

(8) 人事の方針

人事方針については、概ね次のような記述がなされている。

- ① 本学の人事方針は、全学を通じて全てのレベルで質の高いスタッフを任命するとともに、各自の潜在能力を開発することである。人件費は支出総額の70%を占めるとともに、最も価値のある資源である。
- ② 教員の任命・昇進手続きは最近見直しが行われ、選考委員会において研究、教育及びその他の活動における卓越性が適切に確認されるよう基準の改訂が行われた。

- ③ スタッフ評価スキームは定期的に見直しが行われており、97/98年度には全てのスタッフについて評価スキームが改訂される予定である。

(9) 財務計画

財務計画については、①予算の執行方針、②財政上のバランス、③資本支出、④収入確保の4つの柱立てで概ね以下のような記載。

① 予算の執行方針

本学の予算執行方針は、財政的な適正さを維持し、本学の使命及び計画目標を実現するための諸活動に資金供給できるキャパシティーを保持することである。

新たな事業は、可能な限り財政的に自立したものであるとともに、2～3年以内で終期設定することを基本とする。

厳格な資金管理を引き続き推進することで、プラスの資金収支と利子収入を確保する。

財政カウンスル (HEFCE) の監査要項に基づき、本学の監査委員会は単に経理処理の適切性をチェックするのではなく、本学の効率性を促進させるというより積極的な役割を果たすものとする。計画期間中に内部監査プログラムはvalue for money (投資に見合った成果) の観点に焦点を絞って見直しを行う。

② 財政上のバランス

財務予測では、何ら改善策を講じない場合には、計画期間中の財政収支は次のとおりとなる。

1996/97年度	97/98年度	98/99年度	1999/2000年度	2000/2001年度
-72千ポンド	-296千ポンド	-375千ポンド	-472千ポンド	-804千ポンド

この結果、累積歳入基金 (accumulated revenue fund) は次のような状況になる。

1996/97年度	97/98年度	98/99年度	1999/2000年度	2000/2001年度
3,605千ポンド	3,309千ポンド	2,934千ポンド	2,463千ポンド	1,659千ポンド

③ 資本支出

計画期間中における本学の主たる設備整備の需要は、研究、教育、事務、それぞれに対応したコンピュータ設備の整備である。コンピュータ整備を充実強化するため、毎年、資金を分離して確保することとしている。

④ 収入の確保

ファンディング機関（HEFCE及びTTA）以外の資金が本学の収入全体に占める比率は、計画期間中に更に増加することが見込まれる。これらは次のような方法で達成されよう。

a) 研究の間接経費収入 (Research Overheads Income)

研究プロジェクトに係るオーバーヘッドの確保については、その改善が図られてきており、近年は（人件費の比率で）約30%で安定している。

b) 学術研究のための会議 (Research Conferences)

計画期間中に会議室やその他の施設設備の賃貸収入は25%増加する見込みである。

c) 授業料 (Tuition fees)

本学においては、パートタイム学生の授業料を徐々に増加させ、96/97年度からはフルタイム学生の2分の1で設定することとした。パートタイム学生が多い本学にとって、このことは収入増につながるべきであるが、本学のパートタイム学生の70%が自己負担で就学していることから、授業料の増額が学生数の大幅な減少につながることはないよう、注意深く見守っていく必要がある。

d) コンサルタント等のサービス

本学では95/96年度にコンサルタント等のサービス業務について見直しを行い、その結果を踏まえて96/97年度にこの種サービスに従事する教員をサポートする仕組みや、本学の専門性を新たな市場開拓も含めて、より効率的に活用できるよう手続き等を改善した。97/98年度にはこれらの措置を見直すとともに、必要な改善を検討する。

e) 投資 (Investments)

剰余金及び長期基金の効果的な投資は重要である。本学の投資管理及び運用業績は、投資小委員会において常に見直しが行われている。

(10) 教育研究環境の整備方針 (略)

英国における大学評価の仕組み

資料 4

1. 研究評価

表 1 研究評価の枠組

	研究評価 (Research Assessment Exercise)
開始年度	1985年
実施機関	高等教育ファンディング機関
評価単位	専門分野ごと
評価の視点	学術研究業績の質に係る相対評価
実施方法	書面審査で一斉に実施
評価分類	7段階 (2001年)

ア) 実施状況 (書面審査で一斉に実施)

- 第1回：1985年 (UGC)、第2回：1989年 (UFC)、
 第3回：1992年 (UFC)、第4回：1996年 (HEFCs)、
 第5回：2001年 (HEFCs)

イ) 提出資料

表 2 研究評価に係る提出資料

資 料	記 載 内 容
[RA0] 評価を受ける研究組織の研究者 (支援職員を含む) に関する資料	96年3月末現在のカテゴリー別 (例えば当該機関が直接雇用している研究者、評価期間中に転入/転出した研究者、当該機関とは雇用関係がないが当該機関の研究に携わっている者、研究者以外の者等) に常勤換算した人数等。
[RA1] 活発に研究に従事している研究者 (RAS) に関する資料	カテゴリー別のRASの名前・RASが指導している研究生や大学院学生数等
[RA2] RASの研究業績に関する資料	評価期間中に作成した研究論文4点の概要等
[RA3] 研究生に関する資料	評価期間中の常勤研究生、非常勤の研究生、学位授与された研究生の数等 [3a] 研究生に対する奨学金の取得状況等 (支給機関別のもの) [3b]
[RA4] 外部からの研究資金に関する資料	評価期間中の年度別の外部資金受入状況 (資金を拠出した機関別のもの)
[RA5] 当該研究組織に関する資料	研究組織の研究環境、研究計画等
[RA6] その他	特にパネルに認識してもらいたい事

ウ) 評価分類

第1回：“Outstanding”，“Above-Average”，“Average”，“Below-Average”

第5回：5*， 5， 4， 3(a)， 3(b)， 2， 1

表3 研究評価の評点 (96年度版)

評点	内 容
5*	当該専門分野の多くの領域において世界的に卓越した水準であり、残領域においても英国内で卓越した水準に達している
5	当該専門分野のいくつかの領域について世界的に卓越した水準であり残る全ての領域について英国内で卓越した水準に達している
4	当該専門分野の全ての領域について英国内で卓越した水準にあり、いくつかの領域においては世界的にも卓越した水準にある可能性が示されている
3(a)	当該専門分野のほとんどの領域について英国内で卓越した水準にあるいくつかの領域では世界的にも卓越した水準にあり、他の多くの領域において英国内で卓越した水準にある
3(b)	当該専門分野のかなりの領域について英国内で卓越した水準にある
2	当該専門分野の半数程度の領域において英国内で卓越した水準にある
1	当該専門分野のいずれの領域あるいはほとんどの領域において英国内で卓越した水準にない

エ) 補助金への反映 (第5回RAEの結果に基づく2002年度配分) *

<イングランド (HEFCE) の場合>

研究費補助金 (940百万ポンド) は全てRAEの結果に基づいて配分 (教育費補助金を含む補助金総額に対する比率は18.5%)。

RAEで3(b)、2又は1の評価を得た部局 (コスト・センター) は研究費補助金算定の対象から除外。

* “Recurrent grants for 2002-03” (March 02/11, HEFCE)

2. 教育評価

表4 従来の教育評価の枠組

	教育の質の監査 (Quality Audit)	教育の質の評価 (Quality Assessment)
開始年度	1990年	1993年
実施機関	HEQC(CVCP)	HEFCs
評価単位	大学ごと	専門分野ごと
評価の視点	教育の質の維持向上のための組織的取組、仕組	教育目標の達成状況 (含. 教育条件の整備)
実施方法	実地調査で順次実施	実地調査で順次実施
評価分類	なし	総合：2段階 個別：4段階（6領域）

ア) 実施状況

「教育の質の監査」は既に一巡し、現在、HEQCからQAAに引き継がれて二巡目を実施中。

「教育の質の評価」は、イングランドで一巡目が継続中。

イ) 提出資料

表5 教育評価のための自己評価報告書の構成

構成	記載内容
A: 「枠組み」(Framework)	当該専門分野の教育目的・目標(500語以内)や教職員のプロフィール、教育/学習環境等
B: 「教育の質の評価」 (Evaluation of the Quality of Education)	教育目的・目標との関係における教育の質についての自己評価(5000語以内) 1995年春以降は、自己評価は6つの評価領域(①カリキュラムの企画・内容・構成、②教育・学習・評価、③学生支援・指導、④学習資源、⑤質の維持・向上、⑥学生の進歩・達成状況)ごとに記述

ウ) 評価分類 (「教育の質の評価」)

総合評価: 「満足」、「不満」

個別評価: ①カリキュラムの企画・内容・構成、②教育・学習・評価、③学生支援・指導、④学習資源、⑤質の維持・向上、⑥学生の進歩・達成状況の各項目ごとに1～4の評点

エ) 補助金への反映

「教育・学習開発補助金」の創設 (HEFCEの場合)

「教育の質の評価」により「優秀」(95年までは「優秀」「満足」「不満」の3段階評価)の評価を得た部局のみが申請資格を有する「教育・学習開発補助金」(The Fund for the Development of Teaching and Learning)を創設。

第1期 (96～98年度): 850万ポンド[15分野]

第2期 (97～99年度): 400万ポンド[8分野]

第3期 (00～02年度): 680万ポンド[16分野]

表6 新しい教育評価の枠組 (予定) ※

	全学的な取組に対する評価	教育プログラムの評価
実施機関	QAA (Quality Assurance Agency)	
評価単位	大学ごと	専門分野ごと
評価基準	Code of Practiceとの照合	Subject Benchmarkとの照合 (教育サービスの質と教 の成果の両面から評価)
実施方法	実地調査で順次実施 (自己点検評価のサイクル等に配慮)	
評価分類	検討中	

※2001年7月に公表された協議文書[July 01/45 HEFCE]によれば、新しい教育評価は、全学的な取組(質の維持向上のための組織・運営体制)に対する評価に重点を置くこととし、専門分野ごとの教育評価はサンプル的に実施するとの案が示されている。また、外部評価作業の密度は、質の維持向上に成功している大学ほど軽くすることも提案されている。さらに評価に用いる資料は、各大学が普段から取りまとめ、公表している資料を活用することとし、各大学が整備し、公表すべき資料の基準を別途協議するとしている。

資料の基準等についての協議文書[November 01/66 HEFCE]は同年11月に公表され、整備すべき資料として、①大学の使命・運営方針、②学生の入学

・進級・修了に係る資料・データ、③教育の質及び水準の維持向上に係る内部監査報告等の資料を、また公表すべき資料として④量的データ：入学資格、パフォーマンス・インディケータ、学部学生の修了率・分野別修了成績、就職状況等、⑤質的データ：学外試験委員の報告書要旨、学生のフィードバック、大学としての教育方針要旨、教育プログラムの内部監査報告要旨、職業準備への有効性に関する雇用者からの全国意見調査の結果等を提案している。

1999年度英国高等教育機関の総収入内訳 (イングランドの場合)

[単位：千ポンド]

収入費目(上段括弧内は98年度)	主な内訳
Funding council grants ※1 (3,950,252) 4,127,617 <39.4%>	Recurrent grants 3,916,890 Capital grants 146,749
Tuition fees & education contracts (2,303,971) 2,440,433 <23.3%>	※2 Standard rates 934,933 Non-standard rates 341,504 Overseas 583,086 Non-credit-bearing course fees 196,709
Research grants & contracts (1,504,767) 1,613,757 <15.4%>	OST Research councils 504,433 UK based charities 400,844 UK govt bodies health & hosp auth 260,213 UK indust, commerce & public corps 200,821 EU sources ※3 134,022 Other overseas sources 82,397
Other services rendered (492,809) 481,336 <4.6%>	Course validation fees 13,037 Teaching companies 16,228 UK govt bodies, health & hosp auth 106,075 UK indust, commerce & public corps 80,110 EU sources 56,649 Other overseas sources 15,473
Other general income (1,421,345) 1,552,625 <14.8%>	Residences & catering ops 744,203 Grants from local authorities 797 Income from health & hospital authorities 190,376 Released from deferred capital grants 28,536 Income from intellectual property rights 6,912
Endowment & investment income (241,821) 248,881 <2.4%>	Specific endowments 77,595 General endowments 27,988 Interest receivable 143,298
Total	10,464,649<100%> [うち斜数字計：5,218,047] ※4

※1 Teacher Training Agency (TTA)の補助金を含む。

※2 このうち英国・EU籍学生について、政府が負担する授業料(1998年度入学者の授業料減免分を含む)は、HEFCEの資料(HEFCE 2000-2001 Annual report: Making connections)によれば約5億1千8百万ポンドとなっている。

※3 EU政府だけでなくEU域内の民間企業の資金を含む。

※4 公的負担額は、斜数字計の52億1千8百万ポンドに政府負担分授業料5億1千8百万ポンドを加えた57億3千6百万ポンド(総収入の約55%)となる。

1999年度英国高等教育機関の総支出内訳（イングランドの場合）

単位：千ポンド

区分 費目	Academic Dept.	Academic Services			Administration & Central Services			Premises	Residence /Catering Operation	Research Grants & Contracts			Other Exp.	Total
		Library & Information	Central Computer	Other	Central Adm. Services	General Ed. Exp.	Staff/Students Facility			Research Councils	UK Gov. H.H.Auth.*	Others		
Academic Staff Costs	(77.3%) 2,658,934 <59.9%>	(1.1%) 37,505 <5.0%>			(1.5%) 50,354 <3.8%>					(18.0%) 618,570 <44.2%>			(2.1%) 72,926 <10.8%>	(100%) 3,438,289 <33.2%>
		16,029	8,273	13,203	36,429	5,242	8,683			193,326	97,698	327,546		
Other Staff Costs	(30.3%) 771,778 <17.4%>	(14.3%) 363,640 <48.8%>			(24.1%) 614,028 <46.5%>			(10.2%) 260,594 <24.3%>	(7.8%) 199,607 <27.9%>	(7.0%) 177,956 <12.7%>			(6.3%) 161,015 <23.7%>	(100%) 2,548,618 <24.6%>
		182,986	119,257	61,397	478,917	39,663	95,448			44,815	33,412	99,729		
Total Staff Costs	(57.3%) 3,430,712 <77.3%>	(6.7%) 401,145 <53.9%>			(11.1%) 664,382 <50.3%>			(4.4%) 260,594 <24.3%>	(3.3%) 199,607 <27.9%>	(13.3%) 796,526 <56.9%>			(3.9%) 233,941 <34.5%>	(100%) 5,986,907 <57.7%>
		199,015	127,530	74,600	515,346	44,905	104,131			238,141	131,110	427,275		
Depreciation	(17.0%) 76,262 <1.7%>	(8.1%) 36,567 <4.9%>			(6.8%) 30,745 <2.3%>			(37.4%) 167,714 <15.6%>	(10.8%) 48,569 <6.8%>	(12.2%) 54,727 <3.9%>			(7.6%) 34,270 <5.1%>	(100%) 448,854 <4.3%>
		8,423	25,585	2,559	28,069	326	2,350			25,730	5,861	23,136		
Other Operating Expenses	(24.7%) 928,546 <20.9%>	(8.2%) 306,792 <41.2%>			(16.7%) 626,512 <47.4%>			(15.8%) 595,414 <55.4%>	(10.0%) 374,632 <52.4%>	(14.6%) 549,291 <39.2%>			(10.0%) 375,779 <55.4%>	(100%) 3,756,966 <36.2%>
		178,188	89,990	38,614	348,781	180,197	97,534			139,249	91,462	318,580		
Interest Payable							(28.1%) 50,839 <4.7%>	(53.1%) 91,934 <12.9%>				(18.8%) 34,260 <5.1%>	(100%) 177,033 <1.7%>	
Total	(42.8%) 4,435,520 <100%>	(7.2%) 744,504 <100%>			(12.7%) 1,321,639 <100%>			(10.4%) 1,074,561 <100%>	(6.9%) 714,742 <100%>	(13.5%) 1,400,544 <100%>			(6.5%) 678,250 <100%>	(100%) 10,369,760 <100%>
		385,626	243,105	115,773	892,196	225,428	204,015			403,120	228,433	768,991		

(参考) 総収入内訳(単位：千ポンド)

Total :10,464,649 [内訳、Funding Council Grants:4,127,617 (Recurrent grants:3,916,890、Capital grants:146,749)、Tuition Fees & Education contracts:2,440,433 (Standard rates:934,933)、Research Grants & Contracts:1,613,757 (RCs:504,433、UK Gov.& H.H.Auth.:260,213)、Other Service Rendered:481,336 (UK Gov.&H.H.Auth.:106,075) Other General Income:1,552,625 (Residences & Catering Ops:744,203、H.H.Auth.:190,376)、Endowment & Investment Income:248,881]

出典：Reference Volume Resources of Higher Education Institutions 1999/00 (HESA), Table 6 ~ 8, 1 0, 1 1

英国高等教育機関の資本支出内訳[1999年度] (イングランドの場合)

(単位：千ポンド)

項 目		合 計	財政的補助金	Retained Proceeds of Sales (※1)	内部資金	借入金	その他の外部資金
Residence & Catering Operations	大規模事業(※2) (£ 3 百万超)	65,727	1157	0	24,121	38,468	1,981
	小規模事業 (£ 3 百万未満)	32,909	221	1987	21,696	9,136	-131
	設 備	4,770	0	0	4,419	351	0
Other Operations	大規模事業	419,097	67,717	39,904	162,723	36,496	112,257
	小規模事業	206,232	19,107	3,643	130,097	22,483	30,902
	設 備	236,013	27,979	1,167	135,623	4,477	66,767
総 計		964,748	116,181	46,701	478,679	111,411	211,776

(※1) 政府補助金により取得した資産の売却益から政府への返還額を差し引いた残額

(※2) 事業 (works) とは、固定資産の増加につながる土地の購入や施設の整備をいう。

出典：HESA, Commercial Version HE Finance Plus CD 1999/2000 (HESA), Table 7a

資料 8

英国高等教育機関の貸借対照表[1998・1999年度] (イングランドの場合)

(単位：千ポンド)

借 方	99年度末 (98年度末)	貸 方	99年度末 (98年度末)
固定資産 (Fixed Assets)	10,374,721 (9,804,803)	固定負債 (1年以上) (Creditors: Amounts falling due after more than one year)	2,161,272 (2,034,659)
Tangible Assets	10,045,850 (9,502,789)	Reimbursable by the Funding Council	157,728 (169,305)
Investments	328,871 (302,014)	External Borrowing	1,787,828 (1,692,561)
基金資産 (Endowment Assets)	2,440,068 (2,270,997)	Other	215,716 (172,793)
流動資産 (Current Assets)	2,895,086 (2,800,351)	流動負債 (1年未満) (Creditors: Amounts falling due within one year)	2,034,006 (1,912,853)
Stocks & Stores in Hand	55,823 (52,056)	Creditors	1,894,012 (1,770,706)
Debtors	1,338,601 (1,136,738)	Current Portion of Long-term Liabilities	64,891 (70,383)
Investments	1,172,186 (1,081,623)	Bank Overdrafts	75,103 (71,764)
Cash at Bank & in Hand	439,372 (419,039)	Provisions for Liabilities & Charges	248,105 (253,406)
		繰り越し資本整備補助金 (Deferred Capital Grants)	2,265,492 (2,108,454)
		小 計	6,708,857 (6,309,372)
		基金 (Endowments)	2,449,098 (2,278,246)
		Specific	1,897,756 (1,758,350)
		General	551,342 (519,896)
		準備金 (Researved)	6,551,902 (6,288,533)
		Revaluation Researve	2,985,483 (2,961,207)
		Minority Interest	113,438 (110,364)
		General Reserve	3,452,981 (3,216,962)
借 方 総 計	15,709,875 (14,876,151)	貸 方 総 計	15,709,875 (14,876,151)

* 1998年度末は1999年7月, 1999年度末は2000年7月。

出典: HESA, Commercial Version HE Finance Plus CD 1998/99 (HESA), Table 2

設備整備補助金	施設整備補助金
<p>[formula capital allocation (～1997年度)] <教育・研究>定額ブロックグラント ("equipment formula fund") 建物以外の資産に係る資本的支出に対する支援 ("estate formula fund") 施設に係る資本的支出に対する支援</p>	
<p>[Joint Research Equipment Initiative (1996年度～)] <研究>外部資金とのマッチングファンド (50:50) (目的) 政策的優先分野の科学技術研究の推進 大学と外部研究支援者の連強協力の促進 大学の物理的研究環境整備全般への貢献 研究協議会との共同支援事業で、設備の金額 によって両機関が分担 (予算額等) 99年度: £ 1,630万 (HEFCE, DENI分) (他に研究協議会分: £ 1,085万)</p>	<p>[improving poor estates (1998～2002年度?)] <教育・研究> 2分の1補助 (融資)、2件 £ 400万まで (目的) 劣悪な条件にある主要施設の改修 スペースの有効利用のための整備 (含:新設) (図書館、教材センター等の施設の改修) (予算額等) 98～02の5カ年で£ 2億 9,850万 [refurbishing research laboratories (1998年度～2000年度?)] <研究> 2分の1補助 (融資)、当該大学の年間研究収入 の10%まで (目的) 実験施設の整備 (当面、高額分野。原則新設なし) (予算額等) 98～00の3カ年で£ 1億 500万</p>
<p>[Joint Infrastructure Fund (1999～2001年度)] <研究> 特定プロジェクトに対する定額補助? (目的) 科学技術お呼び社会科学の全ての分野における研究基盤の整備 研究施設の新築・増改築、研究設備の購入・更新、 学術図書・データベースの整備等 研究協議会、Wellcome Trustとの共同事業 (予算額等) 99～01の3カ年で£ 7億 5,000万 (HEFCE分£ 1億 5,000万)</p>	
<p>[Capital and IT infrastructure for T & L (1999～2001年度?)] <教育> 特定プロジェクトに対する定額補助 (目的) 教育の質の向上のための大学としての戦略的な資本整備に対する支援 教育実験施設・設備の改善・高度化、教育施設の増改築 (新設も考慮) 視聴覚・工学機器の整備、コンピュータ設備 (ネットワーキングコストを含む) (予算額等) 99～01の3年分で£ 9,000万</p>	
<p>[Research Capital (1999～2001年度?)] <研究> 特定プロジェクトに対する定額補助 (当該大学の研究収入・補助金等を考慮) (目的) 大学の研究戦略の一環としての資本整備に対する支援 研究施設・設備の改善・高度化、研究施設の増改築 (新設も考慮)、 視聴覚・工学機器の整備、コンピュータ設備 (ネットワーキングコストを含む) (予算額等) 99～01の3年分で£ 1億 5,000万</p>	

資料10

ロンドン大学 Institute of Education ファイナンシャル・メモランダム の概要

1. ファイナンシャル・メモランダム の構成

ファイナンシャル・メモランダムはパート1及び2の2部から構成され、パート1は財政カウンスル（HEFCE）が補助金配分の対象とする高等教育機関に共通する交付条件を定めている。パート2は、パート1を前提として個々の機関に対する配分条件、具体的な配分額、その算定などを示している。

(1) ファイナンシャル・メモランダム・パート1の構成

○序

序において、ロンドン大学 Institute of Education（以下 IoE）に対して政府補助金を配分することに当たって財政カウンスルがその条件を示したものであることを述べるとともに、ファイナンシャル・メモランダムにおける用語の定義を明らかにしている。

○財政カウンスルの責任

- ・財政カウンスルの第一義的責任が教育及び研究活動の助成のために政府補助金を配分することであることを明示。

○配分を受ける機関の責任

- ・機関の管理運営機関（governing body）は、財務管理責任（stewardship）負うとともに、政府補助金の使途については広範囲の裁量を有する。
- ・機関の管理運営機関は、機関の最高責任者（principal officer）を指名し、財政カウンスルにそれを通知する。
- ・管理運営機関は、健全な財務運営・経理処理を行う。
- ・管理運営機関は、公的補助金の効率的運用（value for money）を図る。
- ・機関は、財政カウンスルの求めに応じて適切な情報を提供する。
- ・機関は、高等教育統計機関（HESA）及び高等教育審査機関（QAA）に対し出資（subscribe）を行うこと。
- ・機関は、JANET, SuperJANET 及びその他の学術情報ネットワークの活用を図る。
- ・機関は、適切な保険を組む。
- ・機関は、政府補助金を 1992 年継続・高等教育法の規定に則して使用する。財政カウンスルの指示が無い限り、機関は経常費と資本的経費の間の費目転換は自由。

- ・財政カウンスルは、機関が配分の条件を満たしていないと判断した場合、当該機関に対し補助金の一部あるいは全額の返済を求める権限を有す。
- ・機関は、財政カウンスルのガイダンスに基づいて財産の運用を行う。
- ・機関は、政府補助金の一部あるいは全額を用いて購入・開発した土地建物について、条件を満たせば処分することができる。
- ・機関は、政府補助金の一部あるいは全額を用いて購入・開発した土地建物について、条件を満たせば賃貸・許可 (lease or licence) することができる。
- ・機関は、政府補助金の一部あるいは全額を用いて購入・開発した土地建物に付随する権利 (title) , 利子・許可 (interest or licence) について、条件を満たせばこれを譲渡すること (transfers) ができる。
- ・財政カウンスルは、機関に対する公的資金の投資を保護する責任を有し、機関の財務の健全性を監視する役割を負っている。財政カウンスルは、機関の借用 (borrowing) についてガイダンスに示されている条件を満たすことを当該機関に求める。
- ・財政カウンスルは、財産管理及び借用を監視 (monitor) する。
- ・機関は、研究契約、寮・ケータリング・会議、コンサルタントなどのサービス業務に対する価格を決定する際に、機関全体の経費を評価する。
- ・機関は、常に適切な会計記録を維持する。
- ・管理運営機関は、監査委員会を任命し、財政カウンスルの監査コードに沿った内部及び外部監査を行う。

(2) ファイナンシャル・メモランダム・パート2の構成

ロンドン大学 Institute of Education の 1999 年 7 月 27 日付け 1999/2000 年度の「ファイナンシャル・メモランダム・パート2」は4つの部分から構成されている。

- (1) 財政カウンスルから IoE 学長宛書面
- (2) ファイナンシャル・メモランダム・パート2
- (3) 付録 A 及び B
- (4) 補助金に関する諸表 (A ~ D)

である。

- (1) は、財政カウンスルの担当者 (funding round project manager) が IoE 学長に対してパート2の全体の内容を説明している。
- (2) は、本文書の本体をなすもので、IoE と財政カウンスルが交わした補助金に関する合意 (funding agreement) に基づく交付条件 (conditions of grant) を示している。
- (3) は、学生のフルタイム換算、入学者定員、教育費の算出方法など交付条件に示されている概念の定義、根拠となる数値や算定式を説明している。
- (4) では、実際の補助金額等が提示されている。

メモランダムは量的には、(1)は3頁、(2)は4頁、(3)は11頁、(4)は9頁の計27頁(A4版)である。

2. ファイナンシャル・メモランダムの概要

(1) 財政カウンシルからIoE学長宛書面

書面はレター形式を取り、財政カウンシルの担当官(T.W.Taylor)からIoEの学長(Prof. P.J.Mortimore)に対して、パート2の構成を説明するとともに、内容に訂正・変更のある場合は9月15日までに連絡するよう述べている。

(2) ファイナンシャル・メモランダム・パート2ー1999年8月1日から2000年7月31日までのIoEのスケジュール

○導入(Introduction)

導入において、スケジュールは財政カウンシル(HEFCE)とIoEとの間で合意(agreement)に基づくものであること、及びスケジュールは「パート1」と一体であることが確認されている。

合意とは、①財政カウンシルがIoEに対し1999年8月1日～2000年7月31日の間に交付する教育補助金の額、②補助金と引き換えにIoEが1999/2000年度に行う教育活動についてである(1)。

○補助金の条件(Conditions of grant)

財政カウンシルによる補助金はすべて、「パート1」の条件に従うものであることを前提に以下のような交付の条件(①～⑦)が提示されている(2)。

①「パート1」の修正部分の提示(3)。

②障害を持つ学生について。IoEのカウンシル(governing body)が障害を持つ志願者及び学生に関する方針(statement)を明らかにすること。この点に関してはHEFCE99/44に詳しい(4)。

③財政カウンシルが教育・研究活動のモニタリングに用いるデータ提供について。財政カウンシルの求めに応じて、IoEが期限までに十分なデータを提出できない場合、財政カウンシルはIoEの経常費の0.1%を超えない範囲でその補助金を留保する権限を有す。データとは、財政カウンシルに代わって高等教育統計機関(Higher Education Statistics Agency)が行うデータ収集などである(5)。

④1999/2000年度に研究補助金を受ける機関(institutions)は、研究活動調査(Research Activity survey)により補助金の使途を明らかにしなければならない(6)。

⑤高等教育機関は、公共部門に適用されている賃金指針(public sector pay policy)、教職員の

採用や定着の必要度、政府の包括的支出計画（Comprehensive Spending Review。1998年7月公表）に設定されている財源利用可能範囲（affordability）に従う(7)。

⑥高等教育機関は、1998年教員・高等教育法に基づいて教育雇用大臣が策定する授業料規定に従う(8)。

⑦このほか、コンピュータ2000年問題への対応措置など、個別の機関に配分条件を提示する場合がある(9)。

○補助金の交付方法 (Arrangements for payment)

⑧財政カウンシルは、月ベースで教育補助金をIoEに支払う(10)。

○補助金の有効配置 (Deployment of funding)

⑨IoEは使途が特定されていない補助金については自己の裁量により学内に配分する(11)。

○補助金と契約 (Funding and the contract)

⑩表Bには、1999年8月1日から2000年7月31日までに交付される教育補助金が提示される(12)。

○補助金交付の留保 (Holdback)

⑪財政カウンシルは、入学者実績 (recruitment data) を用いて標準補助金 (standard resource) 及び仮財源 (assumed resource) を計算し直し、標準財源と仮財源の差が定められた範囲内に収められていない場合、機関は補助金の支払い停止を受け得る(14)。

⑫交付金保留については、Holdback of HEFCE grant 1999-2000を参照(15)。

○高等教育統計機関のデータとの比較 (Comparison with data from the Higher Education Statistics Agency)

⑬HESAのデータに基づいて、財政カウンシルはIoEに対する教育補助金の配分額を修正することもあり得る(16)。

○入学定員 (Maximum Student Numbers) の設定

⑭財政カウンシルは、各機関の、公的補助金の対象となる1999年度の入学定員を設定する。入学定員 (MaSN) の定義は付録A参照。IoEのMaSNは表Bに示される(17)。

⑮入学定員の限界点 (MaSN margin) を超える入学者を受け入れた場合、1999/2000年の補助金は減額される。この際、授業料収入の基準であるフルタイム学生1人当たり1,025ポンド、パートタイム学生1人当たり510ポンドに基づいて計算される(18)。

⑯ MaSN を割る入学者になった場合は、1999 年度の補助金は削減されないが、その後の MaSN の配分決定に影響しよう(19)。

○準学位の入学者目標 (Sub-degree target)

⑰政府の要求を受けて、財政カウンスルは準学位レベルの入学者の最低確保数を設定する(20)。準学位入学者目標は表 B に示される(21)。準学位入学者目標の算出定義は付録 A を参照。目標はフルタイム換算 (FTE) で示される(22)。

(3) 付録 A 及び B

付録 A : 補助金配分の対象となる学生及び入学定員数の計算について

○1999/2000年度におけるフルタイム換算

- ・ Higher Education Students Early Statistics (HESES) による学生人口
- ・ 学位授与を認定されている課程の定義
- ・ 教育課程の年数
- ・ 財政カウンスルの教育経常費を受けるための適格性

○1999/2000年度の医学歯学系学生の最低入学者数

○1999/2000年度の入学定員

○1999/2000年度の準学位者数

付録 B : 財源の計算及び学生数の換算について

○標準財源 (standard resource) の算出

標準財源は、フルタイム換算学生数に基準価格を乗じたものである。1999/2000 年度の基準価格は、2,682 ポンドである。

○仮財源 (assumed resource) の算出

仮財源は、B表にある① Baseline T grant, ② Fee adjustment 及び③ Assumed fee income の和である。

○標準財源からの乖離

乖離は、次のように算定され、その度合いは契約に示される。

$$\frac{\text{仮財源} - \text{標準財源}}{\text{標準財源}} \times 100$$

○学生数のフルタイム換算

○修学形態の定義

○成人学生

○長期課程

第2部 イギリス

○専攻にる教育費の価格帯

○医歯学系課程の教育費

○教員養成課程の教育費

○スポーツ科学・レジャー研究課程の教育費

(4) 補助金に関する諸表 (A~ I)

○表A: 1999/2000年度補助金 (Summary of 1999-2000 funding)

- ・教育補助金
- ・研究補助金
- ・教育・研究調整費
- ・算定外補助金

○表B: 1999/2000年度財務契約 (Funding contract for 1999-2000)

○表C: 1999/2000年度の推定フルタイム換算学生数の内訳 (Derivation of 1999-2000 assumed FTE students)

○表D: 1999/2000年度の標準財源の内訳 (Derivation of 1999-2000 standard resource)

○表E: 1999/2000年度の仮授業料収入の計算 (Calculation of assumed fee income for 1999-2000)

○表F: 1999/2000年度の研究補助金 (1999-2000 Funds for research)

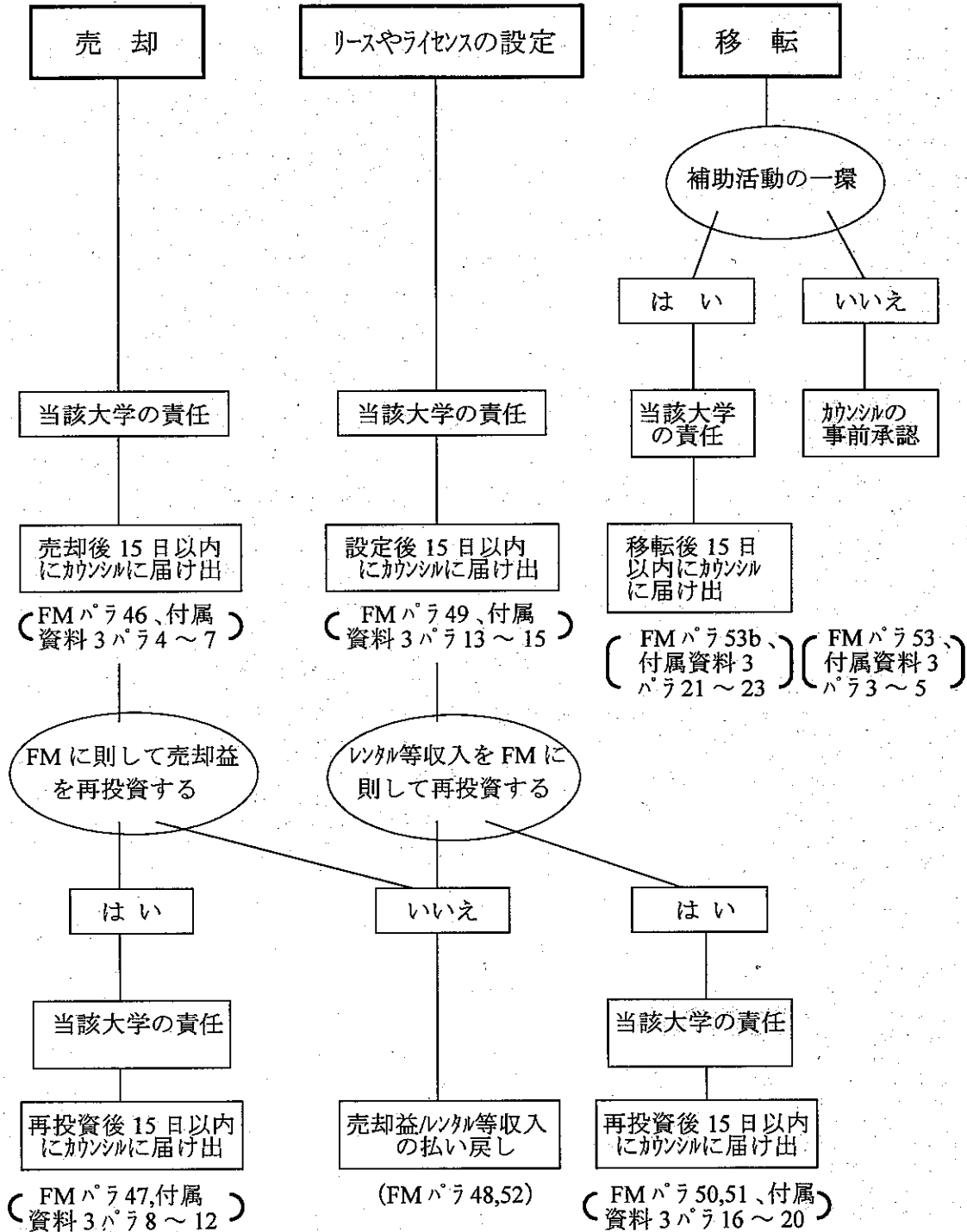
○表G: 1999/2000年度の算定外(特別)補助金 (1999-2000 Special funding)

○表H: 1999/2000年度の教育補助金算定のためのパラメーター (Parameters included in the teaching model for 1999-2000)

○表I: 1999年3月以降の訂正理由 (Reasons for adjustment to grant since March 1999)

資料 11

政府の財政支援を受けて取得した大学資産の処分について (HEFCE)



[FM : Financial Memorandum]

出典 : Model financial memorandum between the HEFCE and institutions (00/25)

英国の高等教育機関一覧

大 学	高等教育カレッジ
<p>イングランド < 1992年以前に設置された大学 > University of Bath University of Birmingham University of Bristol Brunel University University of Cambridge City University University of Durham University of East Anglia University of Essex University of Exeter University of Hull Keele University University of Kent at Canterbury Lancaster University University of Leeds University of Leicester University of Liverpool University of London Birkbeck College Institute of Education Goldsmiths College Imperial College of Science, Technology & Medicine King's College London London Business School London School of Economics & Political Science London School of Hygiene & Tropical Medicine The London Institute School of Oriental and African Studies School of Pharmacy Queen Mary, University of London Royal Holloway, University of London St George's Hospital Medical School University College London University of Manchester Uni. of Manchester Institute of Science and Technology University of Newcastle upon Tyne University of Nottingham The Open University University of Oxford University of Reading University of Salford University of Sheffield University of Southampton University of Surrey University of Sussex University of Warwick University of York</p>	<p>Bath Spa University College Bishop Grosseteste College Bolton Institute of HE Arts Institute at Bournemouth Buckinghamshire Chilterns University College Canterbury Christ Church University College Central School of Speech and Drama Cheltenham and Gloucester College of HE Chester College of HE University College Chichester Cumbria College of Art & Design Conservatoire for Dance & Drama Dartington College of Arts Edge Hill College of HE Falmouth College of Arts Harper Adams University College Kent Institute of Art & Design King Alfred's College, Winchester Liverpool Hope Newman College University College Northampton Northern School of Contemporary Dance Norwich School of Art & Design Ravensbourne College of Design & Communication Royal Agricultural College Royal College of Nursing Institute College of Ripon & York Rose Bruford College Royal Academy of Music Royal College of Art Royal College of Music Royal Northern College of Music Royal Veterinary College College of St Mark & St John St Martin's College St Mary's College Southampton Institute Surrey Institute of Art & Design University College Trinity & All Saints Trinity College of Music Wimbledon School of Art University College Worcester Writtle College</p>
<p>< 1992年以降に昇格した大学 > Anglia Polytechnic University Aston University Bournemouth University University of Bradford University of Brighton University of Central England in Birmingham University of Central Lancashire Coventry University Cranfield University</p>	

大 学	高等教育カレッジ
(イングランドつづき) De Montfort University University of Derby University of East London University of Greenwich University of Hertfordshire University of Huddersfield Kingston University Leeds Metropolitan University University of Lincoln Liverpool John Moores University London Guildhall University Loughborough University University of Luton Manchester Metropolitan University Middlesex University University of North London University of Northumbria at Newcastle Nottingham Trent University Oxford Brookes University University of Plymouth University of Portsmouth University of Surrey Roehampton Sheffield Hallam University South Bank University Staffordshire University University of Sunderland University of Teesside Thames Valley University University of Westminster University of the West of England, Bristol University of Wolverhampton	
ウェールズ < 1992 年以前に設置された大学 > University of Wales Cardiff University University of Wales, Aberystwyth University of Wales, Bangor University of Wales, Lampeter University of Wales, Swansea University of Wales College of Medicine University of Wales College, Newport University of Wales Institute, Cardiff ----- < 1992 年以降に昇格した大学 > University of Glamorgan	North East Wales Institute Swansea Institute of Higher Education Trinity College Welsh College of Music and Drama
スコットランド < 1992 年以前に設置された大学 > University of Aberdeen University of Dundee University of Edinburgh University of Glasgow University of St Andrews University of Stirling University of Strathclyde ----- < 1992 年以降に昇格した大学 > University of Abertay Dundee Glasgow Caledonian University Heriot-Watt University Napier University University of Paisley The Robert Gordon University	Edinburgh College of Art Glasgow School of Art Northern College of Education Queen Margaret University College Royal Scottish Academy of Music and Drama UHI Millennium Institute (UMI)
北アイルランド < 1992 年以前に設置された大学 > The Queen's University of Belfast University of Ulster	St Mary's University College Stranmillis University College

出典 : HEFCE, *Higher education in the United Kingdom* (2001)